平成２１年（再イ）第２０１号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目10番１号
再生債務者　大村美由岐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第２４号
秋田市雄和平沢字水沢73番地
再生債務者　伊藤眞知子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月27日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再イ）第１号
長野県飯田市東和町２丁目27番地１ディスカンソ東和町1301号
再生債務者　勝又　文弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月27日　長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（再イ）第２号
長野県飯田市長野原531番地43
再生債務者　久保田　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月27日　長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（再イ）第５号
長野県上伊那郡箕輪町大字福与1172番地１
再生債務者　尾曽　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月27日　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（再イ）第１４号
三重県松阪市垣鼻町1267番地
再生債務者　早川　弘子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月27日　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（再イ）第４２号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―７―711
再生債務者　黒川　雅博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月27日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再イ）第５号
岡山県苫田郡鏡野町寺元65番地１
再生債務者　黒田百合子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月27日　岡山地方裁判所津山支部

平成２０年（再イ）第６６号
香川県高松市松島町２丁目18番23号ハイエスト松島202号室
再生債務者　髙開　恵美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月27日
高松地方裁判所破産・再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社公告第10号

さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業に係る福田泰明に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等の移転等についての通知及び照会については、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

記

1　建築物等の表示　さいたま市西区大字高木字稲荷下468番地、同470番地、同471番地、同472番地、同482番地
工作物等
2　移転期日　平成21年10月13日
3　摘要　上記の建築物等は、移転期日後は施行者において移転又は除却する。
なお、当該建築物等の所有者は、移転期日までに自ら移転等をする意思の有無を、平成21年９月17日までに下記回答先に回答されたい。

注意１　自ら移転又は除却される場合の補償金については、別途協議させていただきます。
2　移転完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署のうえ、ただちに独立行政法人都市再生機構大宮西部開発事務所補償課へ届けてください。

教示１　この通知及び照会に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知及び照会に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

回答先
独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
大宮西部開発事務所
（さいたま市北区宮原町２―42―７電話048―653―6310）
平成21年８月７日
さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業
施行者
独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
地域支社長　伊藤　節治

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第７号

平成21年９月13日に執行する北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成21年８月７日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　斉藤　　親

記

1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　８人

平成21年浄化槽設備士試験合格者公告

浄化槽設備士に関する省令（昭和59年建設省令第17号）第11条の規定により、平成21年浄化槽設備士試験合格者の受験番号を、次のとおり公告する。

平成21年８月７日
財団法人浄化槽設備士センター
理事長　小坂　裕男

試験地　仙台市

20003	20005	20006	20007	20011
20013	20014	20015	20017	20018
20020	20026	20031	20033	20036